

令和5年度山形市水道事業会計の資金不足比率について

令和5年度山形市水道事業会計に係る資金不足比率について、本市監査委員の審査意見（裏面のとおり。）を付けて、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、次のとおり報告する。

令和6年9月5日

山形市長 佐藤 孝弘

令和5年度山形市水道事業会計の資金不足比率

（単位：％）

会計の名称	資金不足比率	経営健全化基準
山形市水道事業会計	— (△76.1)	20.0

資金不足額が生じていないため、資金不足比率はない。
なお、参考として、資金剰余の比率を（ ）に「△」で併記している。



監 第 44 号
令和6年8月21日

山形市長 佐 藤 孝 弘 様

山形市監査委員 玉 田 芳 和
同 伊 藤 明 彦
同 浅 野 弥 史

令和5年度山形市水道事業会計資金不足比率審査意見の提出について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、審査に付された令和5年度山形市水道事業会計資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類を審査した結果について、次のとおり意見を提出します。

1 審査の対象

令和5年度 山形市水道事業会計

2 審査の方法

審査は、令和6年8月16日付けで市長から審査に付された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかについて、関係書類との照合並びに関係職員からの説明聴取などにより、山形市監査基準に準拠して実施した。

3 審査の結果

審査に付された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認めた。

(単位：％)

区 分	令和5年度	令和4年度	経営健全化基準
資金不足比率	— (△76.1)	— (△82.3)	20.0

(備考) 資金不足比率については、資金に不足が生じていないため「—」と表示したものである。

なお、参考として、資金剰余の比率を()に「△」で併記している。

4 審査意見

経営健全化基準による資金不足は、生じていない。

令和5年度山形市公共下水道事業会計の資金不足比率について

令和5年度山形市公共下水道事業会計に係る資金不足比率について、本市監査委員の審査意見（裏面のとおり。）を付けて、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、次のとおり報告する。

令和6年9月5日

山形市長 佐藤 孝 弘

令和5年度山形市公共下水道事業会計の資金不足比率

（単位：％）

会計の名称	資金不足比率	経営健全化基準
山形市公共下水道事業会計	— (△71.0)	20.0

資金不足額が生じていないため、資金不足比率はない。
なお、参考として、資金剰余の比率を（ ）に「△」で併記している。



監 第 45 号
令和6年8月21日

山形市長 佐 藤 孝 弘 様

山形市監査委員 玉 田 芳 和
同 伊 藤 明 彦
同 浅 野 弥 史

令和5年度山形市公共下水道事業会計資金不足比率審査意見の提出について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、審査に付された令和5年度山形市公共下水道事業会計資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類を審査した結果について、次のとおり意見を提出します。

1 審査の対象

令和5年度 山形市公共下水道事業会計

2 審査の方法

審査は、令和6年8月16日付けで市長から審査に付された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかについて、関係書類との照合並びに関係職員からの説明聴取などにより、山形市監査基準に準拠して実施した。

3 審査の結果

審査に付された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認めた。

(単位：%)

区 分	令和5年度	令和4年度	経営健全化基準
資金不足比率	— (△71.0)	— (△62.6)	20.0

(備考) 資金不足比率については、資金に不足が生じていないため「—」と表示したものである。

なお、参考として、資金剰余の比率を()に「△」で併記している。

4 審査意見

経営健全化基準による資金不足は、生じていない。

令和5年度山形市立病院済生館事業会計の資金不足比率について

令和5年度山形市立病院済生館事業会計に係る資金不足比率について、本市監査委員の審査意見(裏面のとおり。)を付けて、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、次のとおり報告する。

令和6年9月5日

山形市長 佐藤 孝弘

令和5年度山形市立病院済生館事業会計の資金不足比率

(単位：％)

会計の名称	資金不足比率	経営健全化基準
山形市立病院済生館事業会計	— (△66.4)	20.0

資金不足額が生じていないため、資金不足比率はない。
なお、参考として、資金剰余の比率を（ ）に「△」で併記している。



監 第 46 号
令和6年8月21日

山形市長 佐 藤 孝 弘 様

山形市監査委員 玉 田 芳 和
同 伊 藤 明 彦
同 浅 野 弥 史

令和5年度山形市立病院済生館事業会計資金不足比率審査意見の提出について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、審査に付された令和5年度山形市立病院済生館事業会計資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類を審査した結果について、次のとおり意見を提出します。

1 審査の対象

令和5年度 山形市立病院済生館事業会計

2 審査の方法

審査は、令和6年8月16日付けで市長から審査に付された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかについて、関係書類との照合並びに関係職員からの説明聴取などにより、山形市監査基準に準拠して実施した。

3 審査の結果

審査に付された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認めた。

(単位：%)

区 分	令和5年度	令和4年度	経営健全化基準
資金不足比率	— (△66.4)	— (△61.8)	20.0

(備考) 資金不足比率については、資金に不足が生じていないため「—」と表示したものである。

なお、参考として、資金剰余の比率を()に「△」で併記している。

4 審査意見

経営健全化基準による資金不足は、生じていない。

令和5年度山形市公設地方卸売市場事業会計の資金不足比率について

令和5年度山形市公設地方卸売市場事業会計に係る資金不足比率について、本市監査委員の審査意見（裏面のとおり。）を付けて、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、次のとおり報告する。

令和6年9月5日

山形市長 佐藤 孝弘

令和5年度山形市公設地方卸売市場事業会計の資金不足比率

（単位：％）

会計の名称	資金不足比率	経営健全化基準
山形市公設地方卸売市場事業 会計	— (△6. 2)	20. 0

資金不足額が生じていないため、資金不足比率はない。
なお、参考として、資金剰余の比率を（ ）に「△」で併記している。



監 第 47 号
令和6年8月21日

山形市長 佐 藤 孝 弘 様

山形市監査委員 玉 田 芳 和
同 伊 藤 明 彦
同 浅 野 弥 史

令和5年度山形市公設地方卸売市場事業会計資金不足比率審査意見の提出について
地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、審査に付された令和5年度山形市公設地方卸売市場事業会計資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類を審査した結果について、次のとおり意見を提出します。

1 審査の対象

令和5年度 山形市公設地方卸売市場事業会計

2 審査の方法

審査は、令和6年8月16日付けで市長から審査に付された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかについて、関係書類との照合並びに関係職員からの説明聴取などにより、山形市監査基準に準拠して実施した。

3 審査の結果

審査に付された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認めた。

(単位：%)

区 分	令和5年度	令和4年度	経営健全化基準
資金不足比率	— (△6.2)	— (△2.8)	20.0

(備考) 資金不足比率については、資金に不足が生じていないため「—」と表示したものである。

なお、参考として、資金剰余の比率を()に「△」で併記している。

4 審査意見

経営健全化基準による資金不足は、生じていない。

令和5年度山形市農業集落排水事業会計の資金不足比率について

令和5年度山形市農業集落排水事業会計に係る資金不足比率について、本市監査委員の審査意見（裏面のとおり。）を付けて、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、次のとおり報告する。

令和6年9月5日

山形市長 佐藤 孝弘

令和5年度山形市農業集落排水事業会計の資金不足比率

（単位：％）

会計の名称	資金不足比率	経営健全化基準
山形市農業集落排水事業会計	— (△32.7)	20.0

資金不足額が生じていないため、資金不足比率はない。
なお、参考として、資金剰余の比率を（ ）に「△」で併記している。



監 第 48 号

令和6年8月21日

山形市長 佐 藤 孝 弘 様

山形市監査委員 玉 田 芳 和

同 伊 藤 明 彦

同 浅 野 弥 史

令和5年度山形市農業集落排水事業会計資金不足比率審査意見の提出について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、審査に付された令和5年度山形市農業集落排水事業会計資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類を審査した結果について、次のとおり意見を提出します。

1 審査の対象

令和5年度 山形市農業集落排水事業会計

2 審査の方法

審査は、令和6年8月16日付けで市長から審査に付された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかについて、関係書類との照合並びに関係職員からの説明聴取などにより、山形市監査基準に準拠して実施した。

3 審査の結果

審査に付された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認めた。

(単位：%)

区 分	令和5年度	令和4年度	経営健全化基準
資金不足比率	— (△32.7)	— (△1.5)	20.0

(備考) 資金不足比率については、資金に不足が生じていないため「—」と表示したものである。

なお、参考として、資金剰余の比率を()に「△」で併記している。

4 審査意見

経営健全化基準による資金不足は、生じていない。